

(参考様式1-2)

事前点検シート

| | | | |
|----------------|----------------------------|-------------|---|
| ふりがな | ひろしまけんせらちょう | ふりがな | せらちくかつせいかけいかく |
| 計画主体名 | 広島県世羅町 | 活性化計画名 | 世羅地区活性化計画 |
| 計画期間 事業実施期間 | 令和5年度～令和8年度 令和5年度～令和5年度 | 総事業費(交付金) | 189,981千円(62,063千円) |
| 活性化計画目標 | 滞在者数及び宿泊者数の増加 交流人口の増加 | 事業活用活性化計画目標 | 農観連携・グリーンツーリズムの促進 滞在者数及び宿泊者数の増加 16,556人/年 交流人口の増加 280千人/年 高齢者の集い(サロン)及び体験イベントの 開催件数 40回 |

| | | | |
|------------|-----------|-------------|-------|
| 計画主体 確認の日付 | 令和5年1月31日 | 農林水産省 確認の日付 | 年 月 日 |
|------------|-----------|-------------|-------|

1 計画全体について

| 番号 | 項目 | チェック欄 | | 判断根拠 |
|-----|--|-------|-------|---|
| | | 計画主体 | 農林水産省 | |
| 1-1 | 活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。 | ○ | | 活性化計画は、地域資源活用交流促進施設の整備による農観連携・グリーンツーリズムの促進を目標としており、法律及び基本方針と適合している。 |
| | 事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。 | ○ | | 地域資源活用交流促進施設の整備により農観連携・グリーンツーリズムの促進を図るものであり、妥当である。 |
| | 活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。 | ○ | | 整備した施設で高齢者のサロン等を開催することにより体験イベントを企画立案し、実施していくことで、本町の農業観光をより |

| | | | | |
|-----|---|---|--|--|
| | | | | <p>深化させることを目標とし、農業体験や交流等を促し、宿泊者数と交流人口を農観連携・グリーンツーリズムの促進転出人口の増加数を抑制し、農山漁村への定住を促すことで、定住人口の維持・増加につなげることから、両計画の目標は、整合が取れている。</p> |
| 1-2 | <p>計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。</p> | ○ | | <p>世羅町が計画主体となり、改善計画中の活性化計画はない。</p> |
| 1-3 | <p>市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。</p> | ○ | | <p>世羅町の長期総合計画、過疎地域持続的発展計画、新町建設計画など各種計画では、地域住民の活動拠点の整備や活用方針について位置付けている。</p> |
| 1-4 | <p>活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。</p> | ○ | | <p>農業関係者をはじめとした地域住民と協議を重ね、合意により計画を進めている。地域住民の代表者からなる山福田自治センター建設委員会と平成28年から協議を重ね、住民の意見等を反映し、活性化計画及び事業実施計画を策定している。</p> <p>○山福田自治センター建設委員会開催実績</p> <p>第1回 平成28年7月22日 13名</p> <p>第2回 平成28年8月26日 11名</p> <p>第3回 平成28年10月28日 9名</p> <p>第4回 平成28年12月22日 11名</p> <p>第5回 平成29年2月8日 12名</p> <p>第6回 平成29年3月27日 10名</p> <p>第7回 令和元年10月4日 12名</p> <p>第8回 令和元年11月15日 15名</p> <p>第9回 令和2年1月24日 14名</p> <p>第10回 令和2年2月27日 11名</p> <p>第11回 令和2年8月7日 14名</p> |

| | | | | |
|-----|--|---|--|---|
| | | | | <p>第12回 令和2年10月16日 11名</p> <p>第13回 令和2年12月18日 13名</p> <p>第14回 令和3年10月1日 12名</p> <p>第15回 令和4年6月14日 15名</p> |
| | <p>活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。</p> | ○ | | <p>本計画の地域住民の窓口となる山福田自治センター建設委員会及び山福田地区振興協議会の事務局を女性事務局長が務めており、女性の意見を随時反映させるとともに、必要に応じて他の女性利用者の意見や提案を取りまとめて計画に反映している。</p> |
| 1-5 | <p>事業の推進体制は確立されているか。</p> | ○ | | <p>事業実施主体である世羅町と計画地域の住民自治組織である山福田地区振興協議会が一体となって事業推進にあたっている。</p> |
| 1-6 | <p>活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。</p> | ○ | | <p>事業内容は、地域資源活用交流促進施設の整備による農観連携・グリーンツーリズムの促進を目標としており、法律及び基本方針と適合している。地域資源活用交流促進施設を整備することにより新たな体験イベントなどを企画することで、滞在者数及び宿泊者数の増加、交流人口の増加を目指すものであり、農山漁村地区活性化計画の目標及び事業活用活性化計画の目標と整合している。</p> |
| | <p>農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。</p> | — | | <p>該当なし</p> |
| 1-7 | <p>計画期間・実施期間は適切か。</p> | ○ | | <p>活性化計画の期間は基本方針において3～5年、事業実施期間は実施要領において原則3年以内とされている。</p> <p>今回の計画では、計画期間を令和5年度から令和8年度までの4年間、事業実施期間を令和5年度の1年間としている。</p> <p>これまで事業の実施に向けて地域協議を重ね、令和5年度に事業が実施できるよう各種調整を進めており、無理のない期間設定としているため適切である。</p> |

| | | | | |
|------|---|---|--|--|
| 1-8 | 事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。 | ○ | | 事業の実施にあたり建築基準法に基づく確認が必要となるが、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得ることとしている。 |
| 1-9 | 交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。 | ○ | | <p>総事業費：189,981千円 交付対象事業費：124,127千円 交付金要望額：62,063千円 交付額算定交付率：50% 交付限度額：62,063千円</p> <p>（内訳）</p> <p>①建築費 110,707千円（381.75㎡×290千円）×1/2 =55,353千円</p> <p>②附帯工事費 13,420千円×1/2=6,710千円</p> <p>交付限度額の範囲内である。</p> |
| 1-10 | 活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。 | ○ | | <p>計画区域の農林地は全体の76.91%を占めている。</p> <p>また、計画区域における全就業者数に対する農林漁業従事者の割合（2020国勢調査）は24.55%であり、農業が重要な産業となっている。</p> <p>なお、活性化計画区域は市街化区域及び用途区域に指定されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林地面積=21,391ha/27,814ha=76.91% ・農林漁業従事者の割合=1,959人/7,981人=24.55% |

2 個別事業について

| 番号 | 項 目 | チェック欄 | | 判 断 根 拠 |
|-----|--|-------|-------|--|
| | | 計画主体 | 農林水産省 | |
| 2-1 | 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。 | ○ | | 今回新規に取り組む事業である。 |
| 2-2 | 土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。 | ○ | | 建築構造物については、建築基準法に基づき耐震性を有する構造とし、十分な安全性を確保する計画とする。また、実施設計・施工については施工監理業務委託を行い、専門知識を有する者に監理を担わせる。 |
| | 実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。 | ○ | | 今回新築する施設については、木造で建築する予定である。 |
| | 木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。 | ○ | | 実施設計を建築設計会社に業務委託することから、建築基準法等に基づき耐震性、耐久性等に適合する構造計画とする。 |
| 2-3 | 増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記3に定める基準を満たしているか。 | - | | 該当なし |
| 2-4 | 交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。 | ○ | | 交付対象とする施設等の耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表から次のとおりとなる。 |

| | | | | |
|-----|--|---|--|--|
| | | | | <p>【地域資源活用交流促進施設】</p> <p>①建物 22 年（木造又は合成樹脂造のもの→店舗用、住宅用、寄 宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの）</p> <p>②建物付属設備 15 年（電気設備（照明設備を含む。）→その他 のもの）</p> <p>③建物付属設備 15 年（給排水又は衛生設備及びガス設備）</p> <p>④建物付属設備 13 年（冷房、暖房、通風又はボイラー設備→冷 暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの））</p> <p>⑤構築物 15 年（金属造のもの→露天式立体駐車設備）</p> <p>⑥構築物 10 年（舗装道路及び舗装路面→アスファルト敷又は木 れんが敷のもの）</p> |
| 2-5 | 事業による効果の発現は確実に見込まれるか。 | | | |
| | 費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村 発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事 業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号 農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか。） （発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。 | ○ | | 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山 漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領に則り算定 した。 年総効果額は 11,002,000 円、総合耐用年数は 17.9 年、還元率 は 0.04227、妥当投資額は 260,279,000 円、廃用損失額は 0 円、投資効率は 1.37 である。 |
| | 上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか （発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。 | ○ | | 投資効率は 1.37 である。 |
| | 実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる③自然・資源 活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適 切に設定されているか。 | - | | 該当なし |
| 2-6 | 事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等 を満たしているか。 | ○ | | 実施要領別表2における交付対象事業は次のとおりであり、事業 内容は要件等を満たしている。 要件類別：2 交流対策型 事業メニュー：地域資源活用総合交流促進施設 |

| | | | | ⑫地域資源活用交流促進施設 実施主体：市町村 |
|-----|---|---|--|---|
| 2-7 | 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。 | ○ | | 事業主体は世羅町であり、目的外使用の恐れは無い。 (事業については、指定管理者に委託する予定である) |
| 2-8 | 施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。 | | | |
| | 地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。 | ○ | | 一般社団法人広島県観光連盟の広島県観光客数の動向から、世羅地区の入り込み客数等の状況などを踏まえ、現状値及び目標値を設定している。 |
| | 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。 | ○ | | 近隣市町村に類似施設はない。 |
| | 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。 | ○ | | 山福田自治センター建設委員会において、地域住民とともに検討を行った。利用対象者は主に山福田地区住民で体験イベントなどの際には地域外の住民の利用も想定され、年間を通じた活用が見込まれる。 |
| | 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。 | ○ | | 山福田自治センター建設委員会において、地域住民とともに検討を行った。通常時の利便性、体験イベント開催等活用面を踏まえて、また災害時の避難所としての活用など、さまざまな観点から検討を行い、規模や設置場所等を決定している。 |
| | ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。 | ○ | | 地域活性化のために、地域が主体的にさまざまな活用を図るため、当該地区の住民自治組織である山福田地区振興協議会が運営主体（指定管理者）となる方向で検討しており、スムーズな運営に向けてこの協議会と協議を重ねている。 |
| 2-9 | 施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。 | ○ | | 当該地区の住民自治組織である山福田地区振興協議会は、事務局長が女性であり、整備した施設は多くの高齢女性の利用が見込まれることから、そうした利用者に配慮した運営等ができるようさまざまな意見を取り入れている。 |

| | | | | |
|------|---|---|--|---|
| 2-10 | 事業費積算等は適正か。 | | | |
| | 過大な積算としていないか。 | ○ | | 基本設計を行い、施設規模・構造等から事業費を算出しているため、妥当な積算である。また、費用対効果の面からみても適切である。 |
| | 建設・整備コストの低減に努めているか。 | ○ | | 構造を木造とすることにより他構造（RC、鉄骨造）より建設コストを下げている。また、市場価格等を十分に調査し、実施設計においてより整備コストの縮減に努めている。 |
| | 付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）。 | ○ | | 付帯施設は施設利用者のために利用可能な駐車場・外構一式であり、汎用性はない。 |
| | 備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）。 | ○ | | 備品のうち交付対象としているのは施設の機能上一体的な関係を有するもの、施設の稼働期間中常時設置されるもののみであり、他の目的に利用できるようなものはない。 |
| 2-11 | 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。 | ○ | | 山福田自治センター建設委員会において、地域住民とともに検討を行った。整備予定場所は山福田地区の中心部に位置し、広島県道 28 号吉舎豊栄線に隣接しており、農林漁業者等地域住民や観光客の利便性は非常に高い。 建物の裏側には蜚が生息する溝熊川が位置していることから、体験イベントなどの開催に際しても立地は適正である。 |
| 2-12 | 施設用地が確保されている又は確保される見通しがっているか。 | ○ | | 世羅町所有の土地であり、確保している。 |
| 2-13 | 体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記 3 に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。 | - | | 該当なし |
| 2-14 | 交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。 | | | |
| | 実施要領別記 3 別表 2 の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施 | - | | 該当なし |

| | | | | |
|------|--|---|--|---|
| | 設及び⑩農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。 | | | |
| | 整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）。 | ○ | | 整備する施設は381.75㎡である。 |
| | 施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）。 | ○ | | 施設の上限事業費以内となっている。 総事業費：189,981千円 交付対象事業費：124,127千円 交付金要望額：62,063千円 交付額算定交付率：50% 交付限度額：62,063千円 （内訳） ①建築費 110,707千円（381.75㎡×290千円）×1/2 =55,353千円 ②附帯工事費 13,420千円×1/2=6,710千円 交付限度額の範囲内である。 |
| 2-15 | 地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。 | | | |
| | 地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。 | - | | 該当なし |
| | 生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。 | - | | 該当なし |
| | 1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。 | - | | 該当なし |
| | 6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。 | - | | 該当なし |

| | | | | |
|------|---|---|--|---|
| | | | | |
| 2-16 | 事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。 | ○ | | 本町の主要事業として実施するものであり、交付金を除く本町負担分については起債による借入れを計画しており、起債に係る本事業の整備計画については県との協議が整い、議会の議決を得ている現在の計画について、延長を予定している。 また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として事業実施主体の負担の軽減を図っている。 |
| 2-17 | 入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。 | ○ | | 指名競争入札により行う予定である。 |
| 2-18 | 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。 | | | |
| | 維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）。 | ○ | | 町において設置管理条例を制定、維持管理計画を作成し、適切に管理する。運営については、指定管理をする予定である。 |
| | 収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。 | - | | 該当なし |
| 2-19 | 他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。 | - | | 該当なし |
| 2-20 | 他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること）。 | - | | 該当なし |
| 2-21 | 生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。 | - | | 該当なし |
| 2-22 | 他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。 | - | | 地域活性化のための施設であり、他の施策の交付対象とはならない。 |
| 2-23 | 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）別記 3 の別紙 2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポ | ○ | | ①まち・ひと・しごと創生寄附活用事業 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業のうち関係人口創出事業として行うものである。 |

| | | | |
|--|---|--|---|
| | <p>イントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。</p> | | <p>②定住自立圏共生ビジョン（第2期びんご圏域ビジョン） 地域資源を活用した圏域の魅力づくり 定住人口や関係人口等の増加に向けた取組の推進</p> <p>③国土強靱化施策 避難所の防災機能強化</p> <p>④女性の能力の積極的な活用に向けた取り組み 第2 1 企画・立案段階からの女性の参画促進 当該施設を運営する予定の山福田地区振興協議会は女性が事務局長を担っており、施設の整備にあたっては企画立案段階から主体的に関与していることから、本基本方針に沿った取り組みである。</p> |
|--|---|--|---|

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。